



## 行政の 焦点

「部分算定日」とは、労働者が業務上等の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうち一部分についてのみ労働する日もしくは賃金が支払われる休暇をいうもので

休業（補償）等給付に係る部分算定日の取扱いについては、今回改めて、令和5年3月30日付け基管発0330第1号の通達で通知されました。

給付の支給対象ではありませんでしたが、時間単

図るため、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により労災法第14条第1項但書の改正がなされ、

よって、当該賃金を受ける日に係る休業（補償）等給付の額の算定に際しては、当該日における給付基礎日額から当該

休業期間に部分算定日が含まれる場合は、休業（補償）等給付請求書に別紙2（様式第8号（別紙2）、通勤災害の場合は、様式第16号の6）添付する必要があります。

となります。

いて、従来当該賃金の控除に係る規定がないことにより保険給付の額に不均衡が生じていたところですが、労働者の稼得能⼒の補填という労災保険制度の本来の趣旨に照らして給付内容の適正化を

算による減額がなされず、休業中も支給された場合、当該賃金を受けた日は、労災法第14条第1項但書に規定する「賃金が支払われる休暇」として部分算定日に該当することになります。

図るため、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により労災法第14条第1項但書の改正がなされ、

よって、当該賃金を受ける日に係る休業（補償）等給付の額の算定に際しては、当該日における給付基礎日額から当該

休業（補償）等給付に係る部分算定日の取扱いについては、今回改めて、令和5年3月30日付け基管発0330第1号の通達で通知されました。

このため、休業（補償）等給付の対象となる日について、例えば、月単位で支給される賃金（例：住宅手当、通勤手当等）について日割り計

從来から、休業日であつても平均賃金の60%以上上の賃金を年次有給休暇等により受ける場合は、「賃金を受けない日」に該当せず、休業（補償）

部分算定日における休業（補償）等給付の額については、労働せずに賃金の一部を受ける日にお

**企業の労働110番！**

会員事業場専用無料相談ダイヤル



FAX 052-1961-7110  
メールアドレス roudout110@meihokukurooki.or.jp